



答申第547号
平成28年2月15日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年2月15日付け神建防第1399号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害情報等集約システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 道路、公園等公共施設において災害や破損等が発生した際に、市民等からの通報内容、現場状況、復旧等の方針及び処理に至る一連の対応をシステム化することにより、災害等情報の正確性及び同期性の確保が期待でき、市民の安全確保に寄与するものと認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。
- 3 他の建設局の出先事務所において、同様の取組みを実施する場合は、今回の答申の範囲内の実施内容と情報項目に該当する場合に限り、当審議会の意見を求める必要はないものとする。なお、運用に当たり、本件類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

災害情報等集約システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【通報者情報】

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ FAX 番号
- ・ 通報内容